

一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構
京フェムス推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 一般社団法人京都産業エコ・エネルギー推進機構(以下「機構」という。)は、中小事業者の製造現場における生産活動の効率化を図るエネルギーマネジメントシステムの導入促進を図るため、京都府内に事業所を有する中小事業者が、診断機関と連携して、他の中小事業者のモデルとなるようなエネルギーマネジメントシステムを自らの工場等に導入するのに要する経費に対し、この要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、京都府内に事業所を有する次の各号に規定する中小企業者とする。

(1) 製造業を主たる事業として営んでいる中小企業者(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定するものとし、以下の項目に該当する者を除く。)

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業を営む者

なお、製造業は、日本標準産業分類(平成25年10月改訂)の大分類で規定するE製造業とする。

(2) 前号に準じるもので、機構理事長が、特に交付の必要があると認める者

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する場合は補助対象者とならないものとする。

(1) 京都府税及び京都市税を滞納している者

(2) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められる者

(3) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(5) 役員等が暴力団及び暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(7) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第2号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められる者

(8) 補助対象者が第2号から第6号まで(第7号の場合を除く。)のいずれかに該当する者を資材、

原材料の購入契約その他の契約の相手方とした場合に、機構が補助対象者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、これに従わない者

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助対象事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金額は、下表に定めるとおりとする。

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
<p>中小事業者が、診断機関と連携して、京都府内に有する既設の工場または事業場（以下「工場」という。）の製造ライン（生産設備）等において、エネルギー管理を効果的に行うために、エネルギー使用量等の状況を確認することができる設備機器（以下「見える化」等設備」という。）の導入によるエネルギー消費の確認を通じて、生産活動の効率化を図るエネルギーマネジメントシステムを構築する（１）及び（２）の事業とする。</p> <p>なお、診断機関は、「見える化」等設備を用いて、補助対象者が有する工場等の製造ライン等のエネルギー使用量の計測及びその分析・診断等を行うとともに、当該補助対象者が推進する工場のエネルギーマネジメントシステムの構築及び運用の取組を支援できる企業及び団体等とする。</p> <p>（１）エネルギー診断・「見える化」等設備導入事業（以下、「診断・見える化事業」という。）</p> <p>次のアからエのすべてを実施する事業とする。</p> <p>ア 診断機関が、当該工場のエネルギー使用量の計測及びエネルギー使用状況の分析・診断を行う。</p> <p>イ 診断機関が、運用の改善及び設備の整備について補助対象者に提案する。</p> <p>ウ 補助対象者が、「見える化」等設備を整備し、運用する。</p> <p>エ 「見える化」等設備を用いて、補助対象者が、工場のエネルギー制御のためのマネジメントシステムを構築し、当該システムを運用するために、診断機関が支援する。</p> <p>（２）エネルギー等効率向上設備整備事業（以下、「設備整備事業」という。）</p> <p>診断・見える化事業の実施後に、次のアからウのすべてを実施する事業とする。</p>	<p>（１）診断・見える化事業 計測及び診断費、設計費、設備費並びに工事費（当該経費からこれらに係る消費税及び地方消費税に相当する額を減額した後の金額）</p> <p>（２）設備整備事業 設計費、設備費、工事費並びに計</p>	<p>（１）診断・見える化事業 補助対象経費に10分の10を乗じて得た額（当該算出した額が1,500千円を超える場合は、1,500千円。千円未満切り捨て）以内の額。</p> <p>（２）設備整備事業 補助対象経費に3分の1を乗じ</p>

<p>ア 補助対象者が、診断結果を踏まえて、エネルギー等効率向上のために工場の設備機器等を整備する。</p> <p>イ 設備整備後に、診断機関が、エネルギー使用量の計測及び現状分析を行う。</p> <p>ウ 補助対象者が構築したエネルギーマネジメントシステムを改善するために、診断機関が支援する。</p>	<p>測及び診断費（当該経費からこれらに係る消費税及び地方消費税に相当する額を減額した後の金額）</p>	<p>て得た額（当該算出した額が3,500千円を超える場合は、3,500千円。千円未満切り捨て）以内の額。</p>
--	--	---

（交付の申請）

第4条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、様式第1号による交付申請書に様式第2号及び様式第3号のほか別に指定する書類を添えて、別に定める日までに機構理事長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、補助金の交付決定前に事業を開始する場合は、様式第4号による事前着手届を機構理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

（交付の決定）

第5条 機構理事長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるものについて、予算の範囲内において、申請者に対して交付決定の通知を行うものとする。

2 機構理事長は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更）

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、事業計画書の内容について、次に掲げる変更を加えようとする場合には、あらかじめ様式第5号による変更承認申請書を機構理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更についてはこの限りではない。

- (1) 事業の実施場所の変更
- (2) 補助対象設備の主要構造又は主要機能の大幅な変更
- (3) その他計画内容の大幅な変更

（事業の中止又は廃止）

第7条 補助事業者は、事業を中止し又は廃止しようとするときは、様式第6号による事業の中止又は廃止届を機構理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の遅延等の報告）

第8条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがなくなったとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに機構理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第9条 機構理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業終了後7日以内に、様式第7号による実績報告書に、様式第8号及び様式第9号のほか次の各号に掲げる書類を添えて機構理事長に提出しなければならない。

- (1) 業者・施工者との契約書又は契約日が確認できる書類（発注書、請書等）、納品書、請求書
- (2) 経費の支払が確認できる資料（振込依頼書、領収書）
- (3) 診断・見える化事業にあつては、診断機関による診断内容が確認できる書類（診断結果報告書）
- (4) 事業の実施状況を確認できる写真
- (5) その他、必要と認める資料

2 前項に規定する期間は、特別な事由その他正当な理由等があり、機構理事長が認めるときは、期間を延長することができる。

(額の確定等)

第11条 機構理事長は、前条の実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査を行い、事業が適正に実施されたことを確認した上で、交付決定金額の範囲内で補助金の交付額を決定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、様式第10号による請求書により、補助金の交付を請求するものとする。

2 機構理事長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付取消等)

第13条 機構理事長は、次の各号に該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 本要領に違反したとき
- (2) 申請書、その他関係書類に虚偽の記載をし、又は不正な行為があつたとき

2 前項の規定により取消又は変更したときは、機構理事長は速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 前条の規定により補助金の交付の取消等を行った場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(財産処分の制限)

- 第15条 補助事業者は、事業が完了した後も補助金により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、様式第11号による取得財産管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産のうち取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものについては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間内（以下「法定耐用年数」という。）において、機構理事長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付又は担保に供してはならない。
- 3 補助事業者は、前項の期間内に取得財産を処分しようとするときは、様式第12号による取得財産処分承認申請書により、あらかじめ機構理事長の承認を受けなければならない。
- 4 機構理事長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産処分等により収入があったときは、その収入の全部又は一部を機構に納付させることができる。

(補助金の経理等)

- 第16条 補助事業者は、事業の経費について、他の経理と明確に区分して帳簿及び証拠書類を整備し、その収支を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を事業の完了した日の属する年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

- 第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、機構理事長が別に定める。

(附則)

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度に診断・見える化事業の交付決定を受けて、同事業のみを実施した補助事業者が、平成29年度に設備整備事業を実施する場合の補助金額は、第3条の規定にかかわらず、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（当該算出した額が4,000千円を超える場合は、4,000千円。千円未満切り捨て）以内の額とする。